

首都圏商品開発実施業務 公募型プロポーザル実施要領

令和6年3月14日

静岡市 経済局 商工部 産業振興課

1 業務の目的

本業務は、静岡県中部5市2町（静岡市、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、吉田町、川根本町）（以下、「中部5市2町」という。）の事業者の販路拡大のため、首都圏（東京都23区及び神奈川県、千葉県及び埼玉県）の消費者ニーズ等の情報収集を行うとともに、それらの情報を活かした商品開発につながるアドバイス等により、事業者の首都圏で売れる商品づくりを支援し、マーケティングを意識した商品開発力向上を目的とする。

2 業務の概要

(1) 業務名

令和6年度 経商産振委第2号 首都圏商品開発実施業務

(2) 業務内容

別紙「首都圏商品開発実施業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和7年3月14日まで

(4) 提案上限額

14,450,000円（消費税額及び地方消費税額10%を含む）を提案金額の上限とする。

※ 仕様書記載の業務を実施するために必要な一切の経費を含む。

※ この金額は、契約時の予定価格を示すものではない。

※ 上限額を超えた者は失格とする。

(5) 支払方法

業務完了後の一括払い

(6) その他

- ① 企画提案の内容に基づく見積額は、物価の上昇等の正当な理由がない限り契約時に増額することとは認めない。また、提案内容等を勘案して決定するために、委託契約額が見積額と同じになるとは限らないことに留意すること。
- ② 受託候補者となった者は、その地位・権利の譲渡ができないものとし、契約締結後、当該委託業務すべての履行を再委託することは禁止とする。ただし、一部の履行を第三者に委託する必要があるときは、あらかじめ本市の承認を得ることとする。

3 参加資格

この企画提案に参加するためには、次の条件を全て満たしていることとする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 静岡市入札参加停止等措置要綱（平成28年4月1日施行）による入札参加停止の期間中でない

こと。

- (3) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）、破産法（平成16年法律第75号）に基づく再生又は破産等の手続を行っていない者であること。
- (4) 静岡市暴力団排除条例（平成25年静岡市条例第11号）第2条第3項に掲げる暴力団員等、同条第2号に規定する暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。次項において同じ）及び暴力団員等と密接な関係を有する者でないこと。
- (5) 仕様書に合致した業務を確実に実施できる者であること。
- (6) 静岡県内に本社があること。
- (7) 自社での十分なマーケティング調査経験を有していること。
- (8) 自社での十分な商品開発支援実績を有していること。
- (9) 国税及び地方税の滞納がないこと。

4 実施スケジュール

内 容	期 間	注意事項
公募開始 (実施要領等の公開)	令和6年3月14日（木）	静岡市ホームページ上で公開します。
質問受付期間	3月14日（木）から 3月19日（火）正午まで	質問票【様式4】を提出 ※詳細は「5」記載のとおり
企画提案書の提出 (提出書類等一式)	3月28日（金）正午まで	フォームより提出 ※詳細は「6」記載のとおり
ヒアリング審査の 開催通知	4月3日（水）中	参加者にメール、電話及び書面にて通知します（書面は後日送付）
ヒアリング審査	4月8日（月） 午後1時から午後3時半まで	※詳細は「8（1）」記載のとおり
審査結果の通知	4月12日（金）目途	ヒアリング審査の参加者に メール、電話及び書面にて通知 します (書面は後日送付)

※ 審査結果等についての問合せには回答しない。

最終の審査結果の通知後、速やかに選定された業者と随意契約の手続きを行う。

5 質問受付及び回答方法について

本実施要領等の内容について不明な点がある場合は、「質問票」【様式4】に記載の上、以下URLより提出することとし、電話及びファックスでの提出は受け付けない。

<URL> <https://logoform.jp/form/79j2/496128>

(1) 受付期間

令和6年3月14日（木）から **3月19日（火）正午まで**

(2) 回答方法

令和6年3月21日（木）午後5時までに、ホームページに掲載する。

6 提出書類等

(1) 提出書類

①参加申込書【様式1】

②会社概要書【様式2】

③類似事業実績報告書【様式3】

※ 過去に行った類似業務の事例について記載すること。

④商業登記簿謄本（直近3か月以内のもの）

⑤貸借対照表、損益計算書（直近1年分）

⑥納税証明書（直近3か月以内のもの）

・ 国税：「法人税」及び「消費税及び地方消費税」について未納税額のない証明書

・ 市税：静岡市に納税義務がある場合は、法人市民税納税証明書と固定資産税納税証明書

⑦企画提案書【様式は任意】

⑧事業実施に係る経費の内訳がわかる書類【様式は任意】

・ 提案金額は14,450,000円（税込）を超えないこと

(2) 提出期限

令和6年3月28日（木）正午まで

(3) 提出方法

上記（1）①～⑧の提出書類については、以下URLより提出すること。

<URL> <https://logoform.jp/form/79j2/496120>

7 企画提案書について

(1) 企画提案を求める事項

企画提案書に記載すべき事項は、仕様書の内容を十分に踏まえ、本業務の達成に必要と考える取組や手法等を具体的に記載すること。

なお、記載に当たっては、「首都圏商品開発支援業務 審査基準」記載の「評価項目」に沿って提案書に記載すること。

(2) 書式等

① 用紙サイズはA4版を基本とすること。

② 企画提案書のページ数に制限はないが、15分以内で読み込めるよう簡潔な内容とすること。

(3) その他留意事項

① 専門用語には注釈を付ける等、わかりやすい表現で記載すること。

② 企画提案書の提出は、**1社につき1提案**とします。

8 審査及び審査項目について

(1) ヒアリング審査について

①開催日

令和6年4月8日（月）午後1時から午後3時半まで（詳細な時間は別途通知する。）

②開催場所

静岡市役所 清水庁舎 5階 53会議室

(〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号 清水庁舎 5階)

③審査方法等

ア 静岡市経済局商工部産業振興課等により構成する審査会において、プロポーザル参加者から企画提案書等のヒアリングを行い、審査する。

イ 審査は、添付の「審査基準」に基づき、審査項目ごとに数値化して採点し、その採点結果に基づく順位を換算点として数値化した上で、その換算点数が最も高い事業者を本委託業務の契約予定者として選定する。

なお、最高得点が複数存在した場合は、審査項目ごとの順位付けで1位の評価を多く受けた者を選定する。

ウ 提案者が1者であっても本プロポーザルは成立するものとするが、審査の結果、審査員の合計点数が7割（35点）未満の場合は、本業務の契約予定者として選定しない。

エ 審査会は非公開とする。

オ なお応募者が4社以上あった場合は書類選考を実施し、その後ヒアリング審査を行う。

④説明方法等

ア 参加者は**3名以内**とする。

イ 説明方法は、提出期限までに提出した「企画提案書」及び企画提案書に基づいた「パワーポイント」等を用いて説明すること。

なお、モニターは(端子はHDMI)静岡市にて用意するため、パソコンを使用する場合は当日持参すること。なおPCについてはZOOM対応であること。

ウ 説明時間については**15分以内**、その後の質疑応答は10分程度とする。

エ ヒアリング内容は非公開とする。

オ ヒアリングは、オンラインでの審査も可能とする。

カ 応募者が4社以上の場合は事前に書類審査を実施する。

(2) 審査結果

①審査結果の通知

審査後速やかに、参加者全員に通知する。

②審査結果の公表

提案者名及び審査結果については、公開することができることとする。

9 失格条件

次の事項に該当する場合は失格とする。

- (1) 提出書類の不足、虚偽の記載があった場合
- (2) ヒアリング審査に参加しなかった場合
- (3) 審査の透明性、公平性を害する行為があった場合
- (4) その他、本実施要領に示された条件に適合しない場合

10 その他

- (1) 提出書類等は返却しない。

- (2) 提出書類作成、提出及び審査に要する一切の費用は、応募者の負担とする。
- (3) 提出期限以降における関係書類の差し替えや再提出は認めない。
- (4) 提出書類作成等のため本市から入手した資料等がある場合は、本市の了解なく使用及び公表することはできない。
- (5) 提出書類について本市は選定手続きに必要な範囲において複製することがある。
- (6) 提出書類は契約予定者選定の目的以外に使用しない。ただし、静岡市情報公開条例（平成15年4月1日条例第4号）第7条に基づき、開示請求があったときは、法人等の競争上又は事業運営上の地位を害すると認められるもの等不開示情報を除いて、開示請求者に開示する。

11 問合せ

静岡市 経済局 商工部 産業振興課 中小企業支援係（担当：武馬）

〒424-8701 静岡市清水区旭町6番8号（清水庁舎5階）

Tel 054-354-2232 Fax 054-354-2132

E-mail sangyoushinkou@city.shizuoka.lg.jp

首都圏商品開発実施業務 審査基準

評価項目		評価内容	配点	倍率	点数
視点1	① 事業コンセプト等	事業コンセプトが明確であり、仕様書記載の目的が達成可能な提案となっているか。	5点	×1	5点
	② 実績について	マーケティングの目線での商品開発支援の十分な実績を持っているか。	5点	×1	5点
視点2	③ 首都圏顧客調査	首都圏で売れる商品についてしっかりと調査ができる内容であるか。	5点	×1	5点
	④ 商品開発伴走支援	参加事業者が商品開発を円滑に進めることができる支援内容であるか。	5点	×3	15点
	⑤ テスト販売及びモニター調査	本事業に適したテスト販売内容で、効果的なモニター調査ができる内容か。	5点	×2	10点
	⑥ 販売戦略の策定	①-⑤の実績を基に効果的な販売戦略を作ることができるか。	5点	×1	5点
視点3	⑦ 実施体制	運営、フィードバックまで一貫して実施できるか。	5点	×1	5点
合計					50点